

**奈良県告示第三百九十九号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があつた。

平成二十三年三月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定の場所（平成二十三年二月十日現在の地番による。）

天理市丹波市町三五九番地ノ一

二 申請者氏名 有限会社恒心不動産 代表者 牧菌文彦

三 申請者住所 天理市川原城町八三九番地ノ一

四 道路の幅員 四・〇〇メートル

五 道路の延長 三三・二九メートル

六 指定年月日 平成二十三年二月二十三日

七 指定番号 郡土第二三〇六号